

青森県報

第三千二百三十一号

平成二十二年
四月三十日
(金曜日)

目次

告 示

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) …… 一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) …… 二

右 同……………(林政課) …… 二

河川整備計画の変更案の縦覧……………(河川砂防課) …… 二

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表……………(同) …… 三

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(東青地域) …… 三

土地改良区の役員の就任……………(同) …… 三

土地改良区の役員の退任……………(同) …… 四

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) …… 四

土地改良区の役員の退任……………(同) …… 五

土地改良連合の役員の退任……………(三八地域) …… 五

土地改良区の定款変更の認可……………(同) …… 五

土地改良事業の工事の完了……………(同) …… 五

右 同……………(西北地域) …… 五

正 誤

平成二十年十月二十二日及び平成二十一年九月十四日定例
出先機関中……………

(中南地域) …… 六
(県民局) …… 六

告 示

青森県告示第三百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、木造都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十二年四月二十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

つがる市

二 都市計画事業の種類

木造都市計画下水道(つがる市公共下水道(木造処理区))

三 事業施行期間

平成三年十二月六日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十九年七月十七日青森県告示第五百五十五号)の事業地に、つがる市木造林阿曾沼、木造兼館燕口、木造大畑座八、木造林妻田の全部の区域を加え、木造林玉鶴、浅間、常盤、宮下、宮津、阿妻、日向、木造兼館霞ヶ関、白銀、木造大畑朽葉、宮崎、信田、春沼、木造永田高田、千代、木造善積早稲田、木造朝日、木造藤田の一部の区域を加え、木造日向、木造曙の一部区域の事業地を廃止する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
人事給与トータルシステム維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
五千三百九十七万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
平成二十二年度松くい虫被害拡大防止特別対策委託業務（保第一号）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県農林水産部林政課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年四月十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
青森県森林組合連合会
青森市松原一丁目一六の二三
- 六 契約金額
五千四百四十五万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

河川整備計画の変更案の縦覧

一級河川岩木川水系に関する河川整備計画の変更案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の変更案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成二十二年四月三十日から同年五月十三日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成二十二年五月二十日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

新井田川水系

名 称

区

間

上 流 端

下 流 端

新井田川

左岸 八戸市南郷区大字島守字
山口二番地一地先の荒谷
橋下流端
右岸 八戸市南郷区大字島守字
松石橋一四番地三地先の
荒谷橋下流端

海に至る場所

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
阿弥陀川地区基盤整備事業	蓬 田 村	平成三〇・三・二五

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢橋木土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

中南地域県民局長 深 澤 守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	大 鱈 広 寿	弘 前 市 大 字 鬼 沢 字 山 ノ 越 八 五	平 成 三 ・ 四 ・ 七

土地改良区の役員
の
退
任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青
女子堰土地改良区から、次のとおり役員
の
退
任
の
届
出
が
あ
つ
た
の
で、同条第十七項の
規
定
に
よ
り
公
告
す
る。

平
成
二
十
二
年
四
月
三
十
日

中
南
地
域
農
民
局
長
深
澤
守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	館 山 一 男	弘 前 市 大 字 青 女 子 字 桜 苑 三 五 五 の 一	平 成 三 ・ 三 ・ 三

土地改良区の役員
の
就
任
及
び
退
任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田
山堰土地改良区から、次のとおり役員
の
就
任
及
び
退
任
の
届
出
が
あ
つ
た
の
で、同条第十
七
項
の
規
定
に
よ
り
公
告
す
る。

平
成
二
十
二
年
四
月
三
十
日

中
南
地
域
農
民
局
長
深
澤
守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	村 上 猛	黒 石 市 大 字 上 十 川 字 留 岡 一 番 六 三 の 七	平 成 三 ・ 三 ・ 三 元 就 任
"	長 崎 小 左 工 門	大 字 牡 丹 平 字 福 民 四 〇 の 一	"

後藤 勇市	大字上十川字村元一番五四の二	"
鎌田 俊治	青森市浪岡大字本郷字平岡一一	"
木村 誠逸	黒石市大字石名坂字町堰向二九	"
今 隆俊	大字三島字村里三五	"
木立 康行	大字高館字甲松坂四の三	"
山口 利文	大字赤坂字池田七九	"
乗田 啓逸	大字竹鼻字山元三の二	"
佐藤津真樹	大字花巻字花巻三〇の四	"
千葉 博	大字上十川字北原三番四八の九	"
村上 勝憲	" 字柳沢七〇	"
鎌田 俊治	青森市浪岡大字本郷字平岡一一	"
村岡 嘉夫	黒石市大字上十川字北原四番一〇	"
熊沢 秀規	大字下山形字下目内四の二	"
木立 勝広	大字高館字甲花岡一四三の二	"
熊沢 秀規	大字下山形字下目内四の二	"
村岡 嘉夫	大字上十川字北原四番一〇	"
佐藤 司行	大字南中野字家岸三八の一	"
鶴田 和雄	大字二双字字十川八〇	"
佐藤 司行	大字石名坂字町堰向二九	"
木村 誠逸	大字三島字村里三五	"
今 隆俊	大字二双字字十川八〇	"
鶴田 和雄	大字高館字甲松坂四の三	"
木立 康行	大字赤坂字池田七九	"
山口 利文	大字竹鼻字山元三の二	"
乗田 啓逸	大字花巻字花巻三〇の四	"
佐藤津真樹	大字上十川字北原三番四八の九	"
千葉 博	" 字柳沢七〇	"
村上 勝憲	青森市浪岡大字本郷字平岡一一	"
鎌田 俊治	黒石市大字上十川字北原四番一〇	"
熊沢 秀規	大字下山形字下目内四の二	"
木立 勝広	大字高館字甲花岡一四三の二	"

三・三六退任

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

中南地域県民局長 深 澤 守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	成田 毅	弘前市大字乳井字乳井三二の一	平成三・四・五

土地改良区連合の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

中南地域県民局長 深 澤 守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	館山 一男	弘前市大字青女子字桜刈三五五の一	平成三・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
姥川地区基盤整備促進事業	五戸町	平成三・三・九

土地改良事業の工完了

高橋地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 県営土地改良事業の名称

ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）

二 工完了年月日

平成十九年五月二十八日

土地改良事業の工完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月三十日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
二十一年災農地災害復旧事業	深浦町	平成三・三・二四
二十一年災農業用施設災害復旧事業	"	"

正 誤

中南地域県民局

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成三〇・二〇・三三 第三〇〇一號	出先機関	二	上	表中	田中 清榮	田中 清榮
平成三二・二一・二四 第三二二六號	出先機関	五	下	表中	二〇・三・二四	一九・二・二六

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭